ＥＶ等充電設備普及に向けた東京都の取組について

東京都 環境局 気候変動対策部
家庭エネルギー対策課

本日のご説明概要

1　取組の背景　～運輸部門のCO_2排出削減に向けて～

2　東京都の取組

(1) 条例によるEV充電設備設置の義務化
（建築物環境計画書制度・建築物環境報告書制度）

(2) 集合住宅の充電設備普及に向けた支援策

本日のご説明概要

1　取組の背景　～運輸部門のCO_2排出削減に向けて～

2　東京都の取組

(1) 条例によるEV充電設備設置の義務化
（建築物環境計画書制度・建築物環境報告書制度）

(2) 集合住宅の充電設備普及に向けた支援策

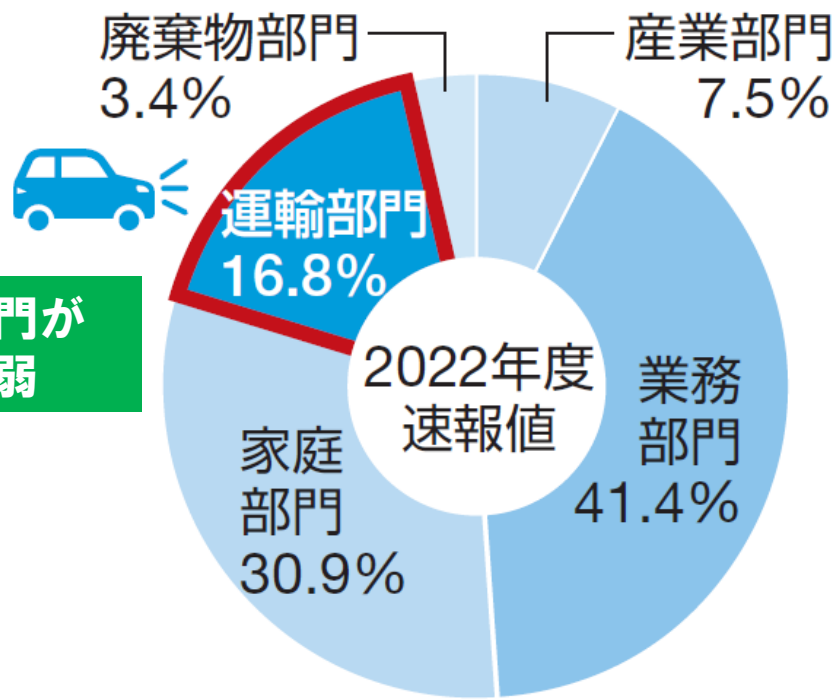
1　取組の背景　～運輸部門のCO2排出削減に向けて～

東京都の部門別CO_2排出量と運輸部門の排出源

○都内CO_2排出量の**２割弱**が**運輸部門**
○運輸部門排出量の運輸機関別構成比は、**自動車由来のものが８割**を占める

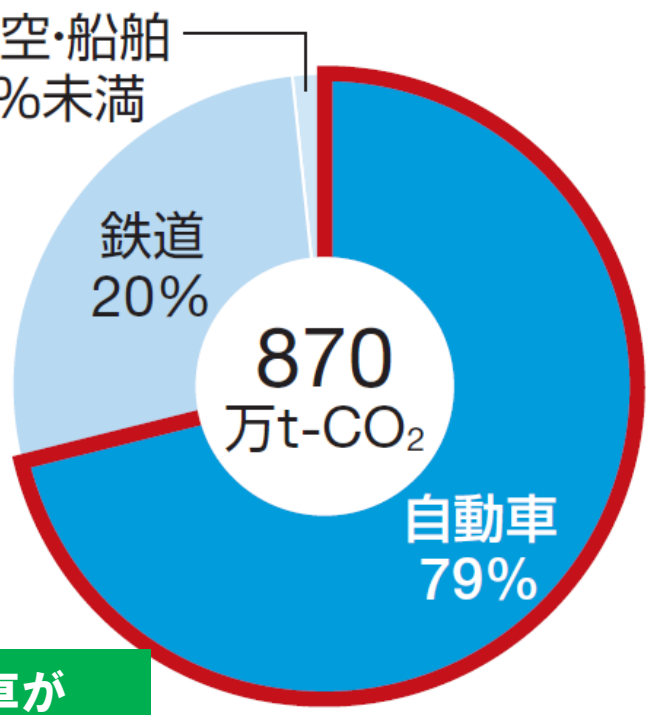
＜都内CO2排出量の部門別構成比＞

〈部門別〉



運輸部門が２割弱

〈運輸部門運輸機関別〉



自動車が約８割

都内CO_2排出量：運輸部門のうち約８割が自動車由来

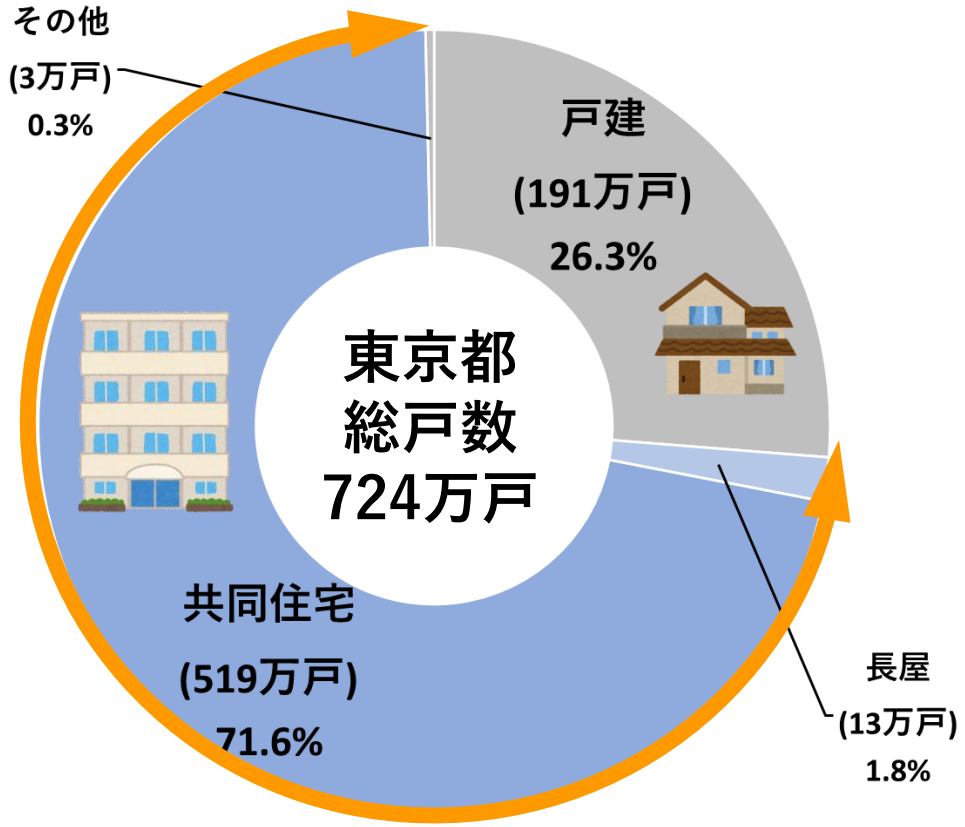
出典：「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」（2025年3月）

1　取組の背景　～運輸部門のCO2排出削減に向けて～

都内住宅の現状と種類別駐車場の割合

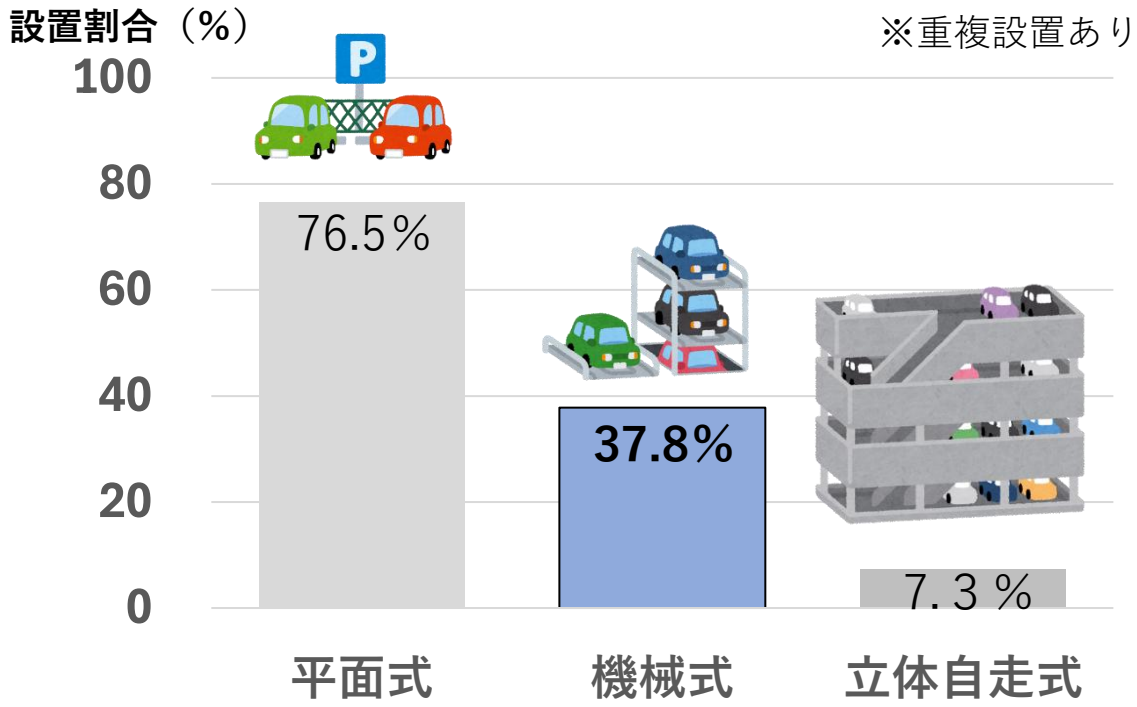
〇東京は全国に比較して集合住宅の割合が高く、**約7割の世帯が集合住宅に居住**
〇東京圏におけるマンションでは、**４割弱が機械式駐車場を設置**

＜都内における集合住宅に居住する世帯の割合＞



出典：総務省「令和5年度住宅・土地統計調査」

＜東京圏における種類別駐車場の設置割合＞



出典：国土交通省「令和5年度マンション総合調査」

1　取組の背景　～運輸部門のCO2排出削減に向けて～

ＺＥＶ等の普及策の全体像

○ 自動車の脱炭素化へ向け、ＺＥＶなどの**非ガソリン車**の**普及**が重要

○ **ＺＥＶ**はハイブリッド車と比較して普及が遅れており**充電インフラ整備**などの課題に対応した施策展開が必要

非ガソリン車の普及

車両ZEV化

ZEV（乗用車・二輪車・バス・トラックなど）導入支援



充電インフラ整備

基礎・経路・目的地
充電の整備



都の率先行動

庁有車のZEV化、
都有施設の充電インフラ整備



機運醸成

フォーミュラＥ東京の
開催など



1　取組の背景　～運輸部門のCO2排出削減に向けて～

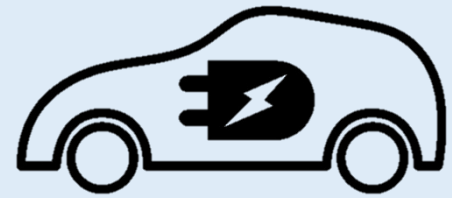
都の政策目標（2030年）

＜ZEV（Zero Emission Vehicle）の普及拡大＞

※ZEV（Zero Emission Vehicle）＝EV、PHEV、FCV

〇都内の乗用車新車販売に占める**非ガソリン車割合100%**

〇都の庁有車　（乗用車）の**ZEV割合100%**



＜ZEV充電設備の普及拡大＞

〇**都内集合住宅**にZEV充電設備を**6万口**設置（2035年までに**12万口**設置）

〇**都有施設**に公共用充電設備を累計 **780 口**以上設置

〇**公共用急速充電設備**を**1,000口**設置（2035年までに**2,000口**設置）



本日のご説明概要

1　取組の背景　～運輸部門のCO_2排出削減に向けて～

2　東京都の取組

(1) 条例によるEV充電設備設置の義務化
（建築物環境計画書制度・建築物環境報告書制度）

(2) 集合住宅の充電設備普及に向けた支援策

本日のご説明概要

1　取組の背景　～運輸部門のCO_2排出削減に向けて～

2　東京都の取組

(1) 条例によるEV充電設備設置の義務化
（建築物環境計画書制度・建築物環境報告書制度）

(2) 集合住宅の充電設備普及に向けた支援策

2(1) 条例によるEV充電設備設置の義務化

充電設備の普及の全体像

○都の率先的取組、制度、支援策により、**利便性の高い充電環境**を**官民連携で整備**

都の取組	方向性	対象となる充電種別
都による整備	・**都営住宅、公道、都有施設**への充電設備整備	基礎、経路、目的地
制度による充電設備の設置拡大	・**新築建築物**に対して**充電設備**や配管等の整備を**義務**付け（**令和7年4月より開始**） ➡ **建築物環境計画書制度 及び 報告書制度**	基礎、経路、目的地
都民を対象とした**支援策**	・**戸建、集合住宅**向けの充電設備**導入補助**（Ｖ２Ｈ充放電設備含む）	基礎
事業者を対象とした**支援策**	・**事業所、商業施設等**向けの充電設備**導入**（Ｖ２Ｂ充放電設備含む）、**運営費補助**	基礎、経路、目的地

2（1）条例によるEV充電設備設置の義務化

EV充電設備整備基準の適用について

○ EV充電設備設置の義務化開始により、**平置き駐車場への普及が期待できる**

○ 一方、**機械式駐車場**は**義務の対象外**であることから、**機械式駐車場への普及が課題**

■建築物環境計画書制度

【基準適用の考え方】

・機械式立体駐車場については、充電設備設置の技術進展等を踏まえ、当面は基準適用の対象外とする。
・充電設備の整備は普通充電設備（充電用コンセントやV2Hを含む。）を基本とし、急速充電設備を整備する場合は、その容量の大きさに応じた台数の換算を行う。（例：容量30kWの場合、5台に換算）

■建築物環境報告書制度

●次に掲げる駐車区画は、整備基準及び誘導すべき基準を適用しない。

①技術上、安全上又は法令上の事由により充電設備の設置が困難であると認められる駐車区画※
・機械式立体駐車場の駐車区画
・その他技術上、安全上又は法令上設置が困難なものとして知事が認める駐車区画
※ただし、充電設備設置の技術進展等を踏まえ、当面の間に限り、適用から除く。一方、充電設備の整備を行った場合は履行対象とする（令和8年度以降）。

本日のご説明概要

1　取組の背景　～運輸部門のCO_2排出削減に向けて～

2　東京都の取組

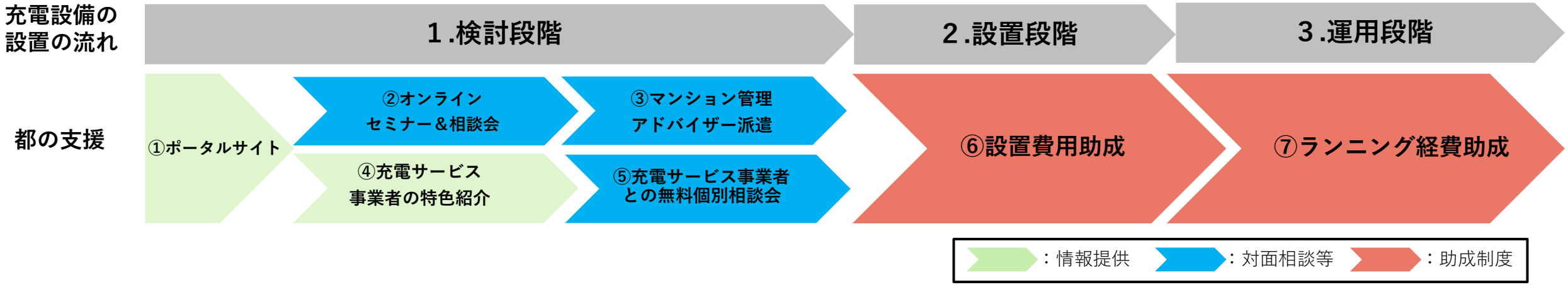
（1）条例によるEV充電設備設置の義務化
（建築物環境計画書制度・建築物環境報告書制度）

（2）集合住宅の充電設備普及に向けた支援策

2 (2) 集合住宅の充電設備普及に向けた取組

支援策の全体像

充電設備の**検討・設置・運用の**各段階に応じたニーズに対し**切れ目なく支援**



- **令和8年度は充電設備普及のため、約27億円の予算を計上**
  ※助成金以外の費用も含む
- **充電設備の検討から設置、運用までの全ての段階でニーズに応じた支援策を準備**
- **東京都が充電設備の導入を進める都民を全面的に支援**

2 (2) 集合住宅の充電設備普及に向けた取組

充電設備の設置の流れ

	1.検討段階		2.設置段階	3.運用段階
都の支援	①ポータルサイト	②オンライン セミナー＆相談会	③マンション管理 アドバイザー派遣	⑥設置費用助成	⑦ランニング経費助成
		④充電サービス 事業者の特色紹介	⑤充電サービス事業者との無料個別相談会		

：情報提供　：対面相談等　：助成制度

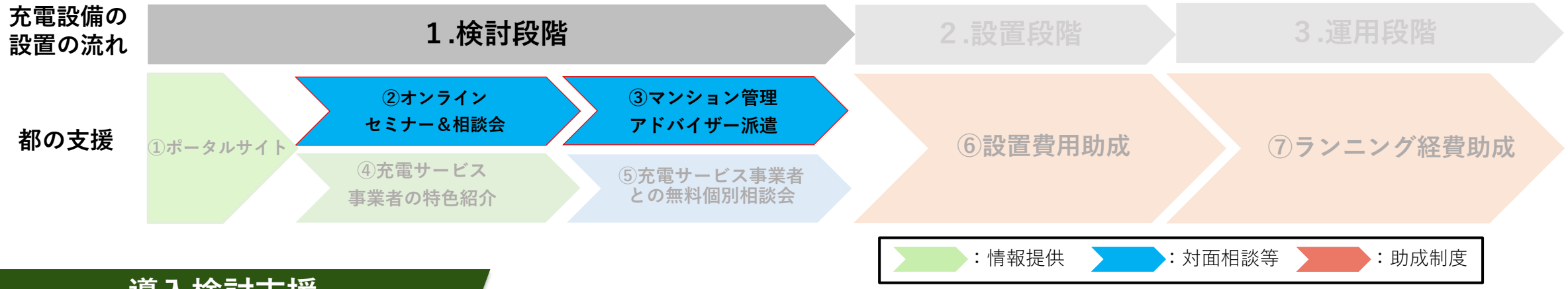
情報収集



①【ポータルサイト】

- **マンション**への充電設備設置に特化
- 支援策、イベント等の情報を一元的に発信
- **情報収集**はここから

2(2) 集合住宅の充電設備普及に向けた取組



導入検討支援

②【オンラインセミナー&相談会】

- 充電設備の導入に関する**基本的な知識**をオンライン形式で気軽に質問・相談
- EV充電設備の設置等に係る専門家に**直接質問も**可能

③【マンション管理アドバイザー派遣】

- 充電設備に精通した専門家を
  無料でマンションに派遣（複数回利用も可能！）
- **現地を見ながら**導入に関するアドバイス（**合意形成の相談も可能！**）

内容を詳しく知りたい方はこちらから↓

2(2) 集合住宅の充電設備普及に向けた取組

充電設備の設置の流れ

1.検討段階 → 2.設置段階 → 3.運用段階

都の支援

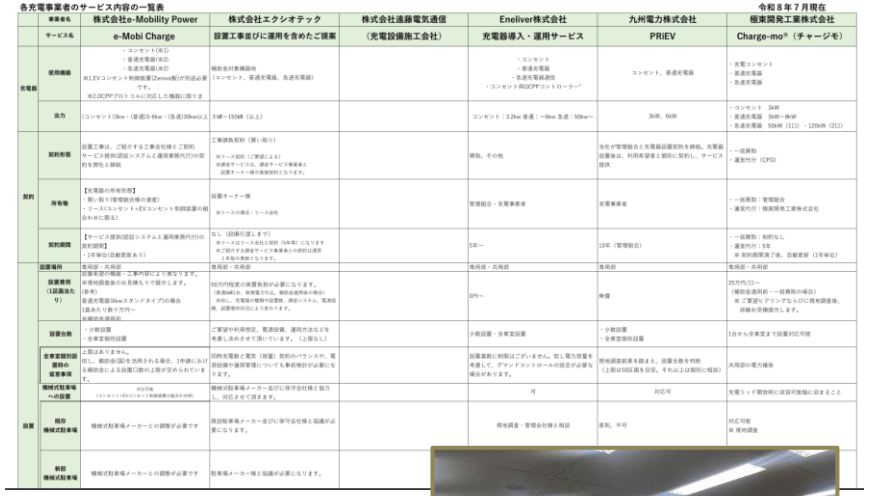
- ①ポータルサイト
- ②オンライン セミナー＆相談会
- ③マンション管理 アドバイザー派遣
- ④充電サービス事業者の特色紹介
- ⑤充電サービス事業者との無料個別相談会
- ⑥設置費用助成
- ⑦ランニング経費助成

：情報提供　：対面相談等　：助成制度

充電事業者等紹介

④【充電サービス事業者の特色紹介】

- 充電サービス事業者の**サービス内容一覧**をポータルサイトに掲載
- 各項目ごとに**比較検討**が可能


各充電事業者のサービス内容の一覧表

令和８年７月現在

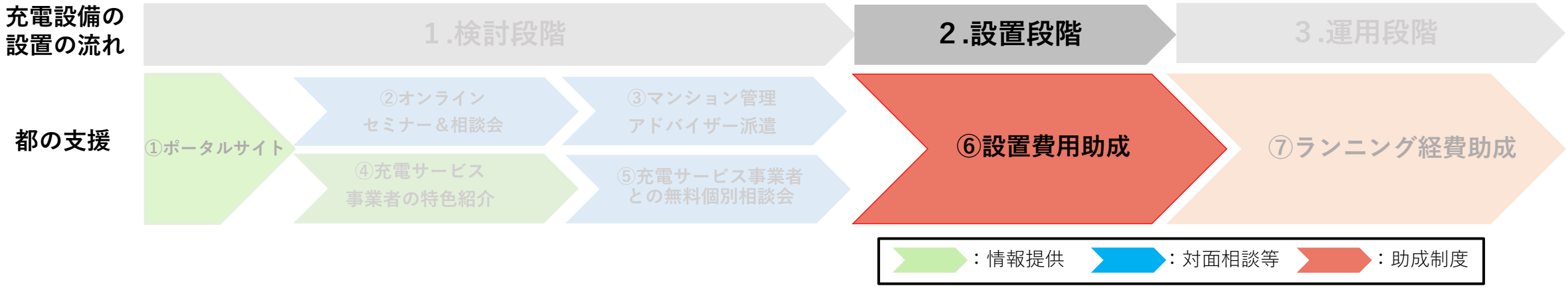
事業者名	株式会社e-Mobility Power	株式会社エクシオテック	株式会社進藤電気通信	Eneliver株式会社	九州電力株式会社	極東開発工業株式会社
サービス名	e-Mobi Charge	設置工事並びに運用を含めたご提案	（充電設備施工会社）	充電器導入・運用サービス	PRIEV	Charge-mo®（チャージモ）
充電器 使用機種	・コンセント(3C) ・普通充電器(3C2) ・急速充電器(3C2) ※1.EVコンセント制御装置(Zaptec製)が別途必要です。 ※2.OCPPプロトコルに対応した機器に限ります	機能会社対象機器他 （コンセント、普通充電器、急速充電器）		・コンセント ・普通充電器 ・急速充電器通信 ・コンセントRIOCPPコントローラー*	コンセント、普通充電器	・充電コンセント ・普通充電器 ・急速充電器
充電器 能力	（コンセント）3kw（普通3-6kw・急速10kw以上）	3.6kW～150kW（以上）		コンセント：3.2kw 普通：～6kw 急速：50kw～	3kW、6kW	・コンセント 3kW ・普通充電器 3kW～6kW ・急速充電器 50kW（1口）・120kW（2口）
契約 契約形態	設置工事は、ご紹介する工事会社様とご契約 サービス提供(認証)システムと運用業務代行(24)契約を弊社と締結	ご実績負担別（別い取り） ※リース契約（ご要望により） ※課金サービスは、課金サービス事業者と設置オーナー様の業務契約となります。		賃貸、その他	当社が管理組合と充電器設置契約を締結。充電器設置後は、利用希望者と個別に契約し、サービス提供	・一括賃貸 ・運営代行（CPO）
契約 所有権	【充電器の所有形態】 ・買い取り(管理組合様の資産) ・リース(コンセント)・EVコンセント制御装置の組合わせに限る)	設置オーナー様 ※リースの場合：リース会社		管理組合・充電事業者	充電事業者	・一括賃貸：管理組合 ・運営代行：極東開発工業株式会社
契約 契約期間	【サービス提供(認証)システムと運用業務代行)の契約期間】 ・1年単位(自動更新あり)	なし（設備引渡しまで） ※リースはリース会社と契約（5年等）になります ※ご契約するご課金サービス事業者との契約は最低1年毎の解約となります。		5年～	10年（管理組合）	・一括賃貸：契約なし ・運営代行：5年 ※ 契約期間満了後、自動更新（1年単位）
設置場所	各所居・共用部	各所居・共用部		各所居・共用部	各所居	各所居・共用部
設置場所（1区画当たり）	設置本数の増減・工事内容により異なります。 ※現地調査後のお見積もりで提示します。 （参考） 普通充電器3kw/スタンダイプの場合 1基あたり数十万円～ ※機材点検費用			0円～	無償	25万円/口～ （補助金適用前・一括賃貸の場合） ※ ご要望とアレンジならびに現地調査後、詳細お見積提示します。
設置台数	・少数設置 ・全棟定額制設置	ご要望やお時間等、電源設備、運用方法などを考慮し決めさせて頂いています。（上限なし）		少数設置・全棟定額設置	・少数設置 ・全棟定額制設置	1台から全棟まで設置対応可能
全棟定額制設置時の留意事項	上限はありません。 但し、補助金(国)を活用される場合、1申請における補助金による設置口数の上限が定められています。	初期充電器と電気（設置）契約のバランスや、電源容量や運用管理についても事前検討が必要になります。		設置基数に制限はございません。但し電力容量を考慮して、デマンドコントロールの設定が必要な場合があります。	現地調査結果を踏まえ、設置台数を判断（上限は50区画を目安。それ以上は個別に相談）	共用部の電力確保
機械式駐車場への設置	対応可能 （コンセント+EVコンセント制御装置の組合わせ時）	機械式駐車場メーカー並びに保守会社様と協議が必要になります。		可	対応可	充電リック開放時に設置可能機に収まること
既存機械式駐車場	機械式駐車場メーカーとの調整が必要です	既設駐車場メーカー並びに保守会社様と協議が必要になります。		現地調査・管理会社様と相談	要相、不可	対応可能 ※ 現地調査
新設機械式駐車場	機械式駐車場メーカーとの調整が必要です	駐車場メーカー様と協議が必要になります。				



⑤【充電サービス事業者との無料個別相談会】

- **対面形式**の相談会（年2回程度開催）
- 充電事業者各社のサービス内容の紹介と、**個別相談会**
- 充電事業者への相談と**サービスの比較検討**が可能

2 (2) 集合住宅の充電設備普及に向けた取組



設置費用助成

⑥充電設備の**機器購入費**と**工事費**の両方を助成（国と併給可）

【機器購入費】

- **超急速充電設備**（出力90kW以上）、**急速充電設備**（出力10kW以上）：**全額助成**
- 普通充電設備、V2H、充電用コンセント等：**半額助成**

※機種ごとに上限あり。蓄電池付き充電設備の超急速充電設備・急速充電設備の場合は**335万円**上乗せ

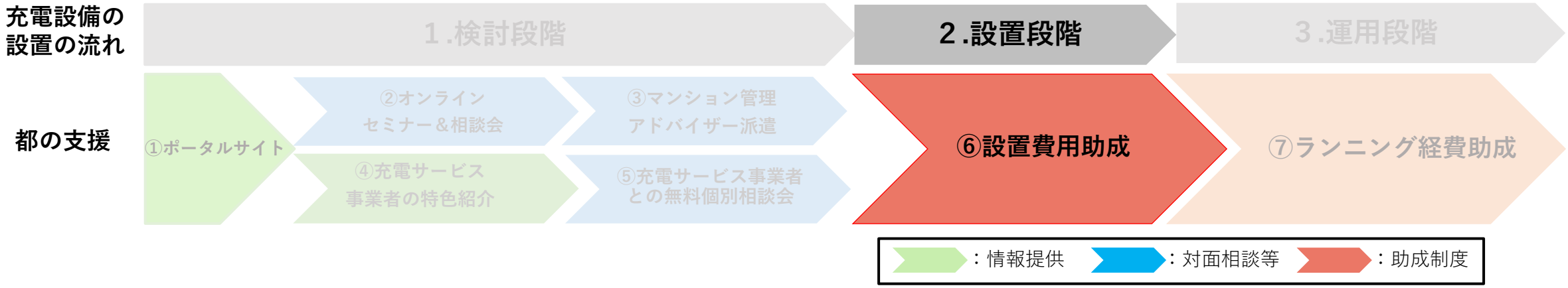
【工事費】工事対象経費の**10/10助成**（機種等に応じて上限あり）

2 (2) 集合住宅の充電設備普及に向けた取組

導入段階の支援

助成対象設備等	設備購入費	設置工事費		上乗せ補助等
超急速充電設備 （出力90kW以上）	10/10 （機種ごとの上限あり）	上限1,600万円		蓄電池付充電設備 ＋335万円/基（上限額） 通信機能付充電設備 ＋10万円/基（上限額）
急速充電設備 （出力10kW以上）		上限6万円/kW or 上限309万円/基 （いずれか低い方）		
普通充電設備 V2H充放電設備 充電用コンセントスタンド	半額 （機種ごとの上限あり）	上限135万円（1基目） 上限68万円（2基目以降）	令和6年度より開始 機械式駐車場へ設置する場合 上限171万円/基（1基目） 上限86万円/基（2基目以降）	通信機能付充電設備 ＋3万円/基（上限額）
充電用コンセント		上限95万円（1基目） 上限48万円（2基目以降）		
将来の充電設備設置のための先行工事	-	機械式駐車場以外：上限7万円/区画 機械式駐車場：上限30万円/区画		-
遠隔制御用 エネルギーマネジメント設備	上限30万円/台			-
令和7年度より開始 機械式駐車場への充電設備設置時のパレット改修工事 （EVが駐車可能な規格への改修）	上限140万円/パレット			

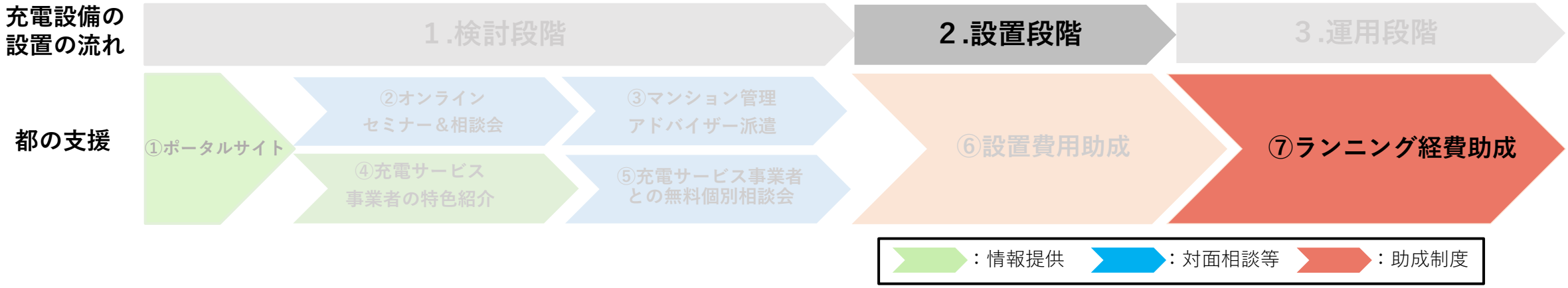
2 (2) 集合住宅の充電設備普及に向けた取組



太陽光発電システム及び蓄電池への助成

- **V2Hと同時に申請**する場合、**太陽光発電システム及び蓄電池**の購入費・工事費を**10/10助成**
- **太陽光：30万円/kW**（既存住宅の陸屋根設置に対して防水工事費の上乗せあり）
  蓄電池：20万円/kWh(上限額1,500万円)

2 (2) 集合住宅の充電設備普及に向けた取組



設置後のランニング経費支援

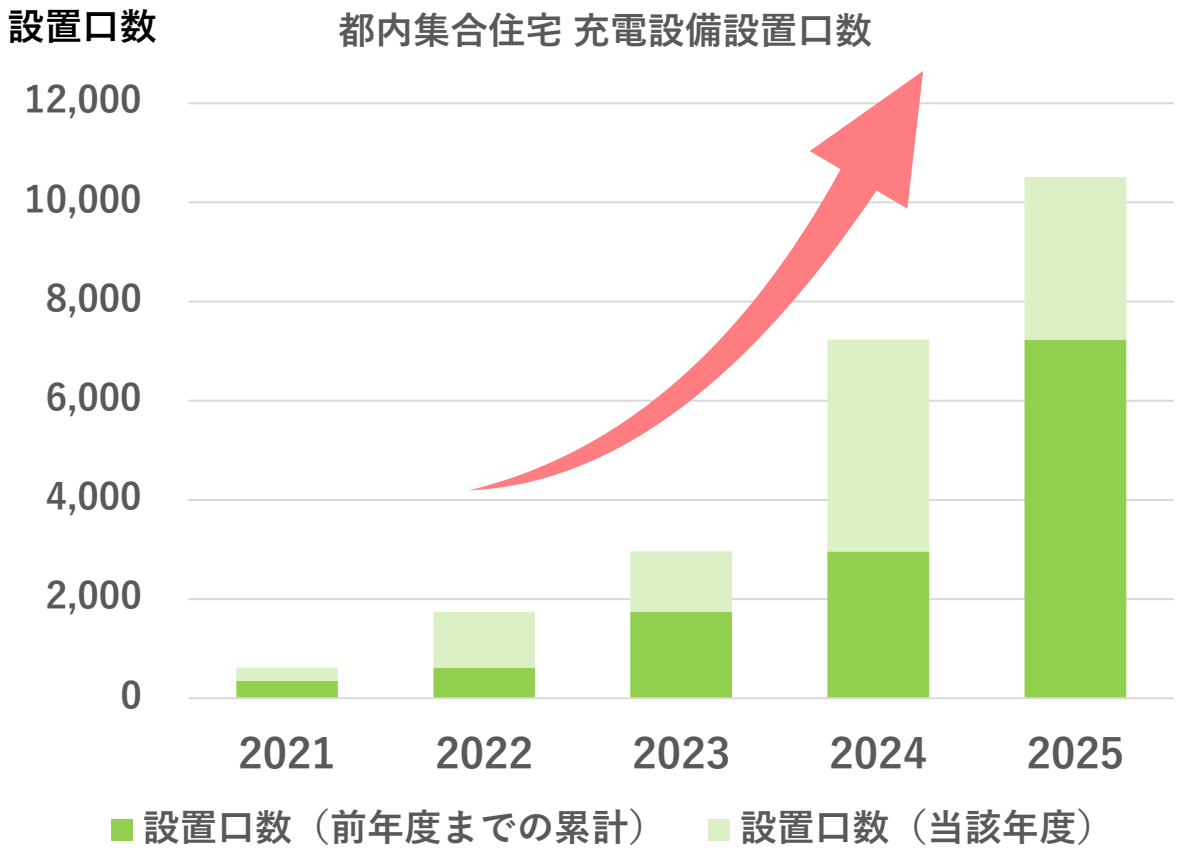
- **一需要場所複数引込**で充電設備設置の際に、**電気料金（基本料金）**を助成
- 充電設備を駐車場区画数に応じて**一定数以上**設置すること
  （例：10～45区画の場合は区画数の20％以上）
- **18万円/年（低圧）、334万円/年（高圧）**を上限額に最大**3年間**助成

2 (2) 集合住宅の充電設備普及に向けた取組

都内の集合住宅向け充電設備の設置口数実績

- 集合住宅への設置は着実に伸びてきている
- 2025年度は累計で**10,514口**設置

⇒ **都内集合住宅でＥＶ充電設備の設置が進みつつある**



※各年度実績については、充電設備普及促進事業の交付件数、都営住宅・住宅供給公社の設置実績、建築物環境計画書、 充電サービス事業者へのヒアリングを基に集計

2 (2) 集合住宅の充電設備普及に向けた取組

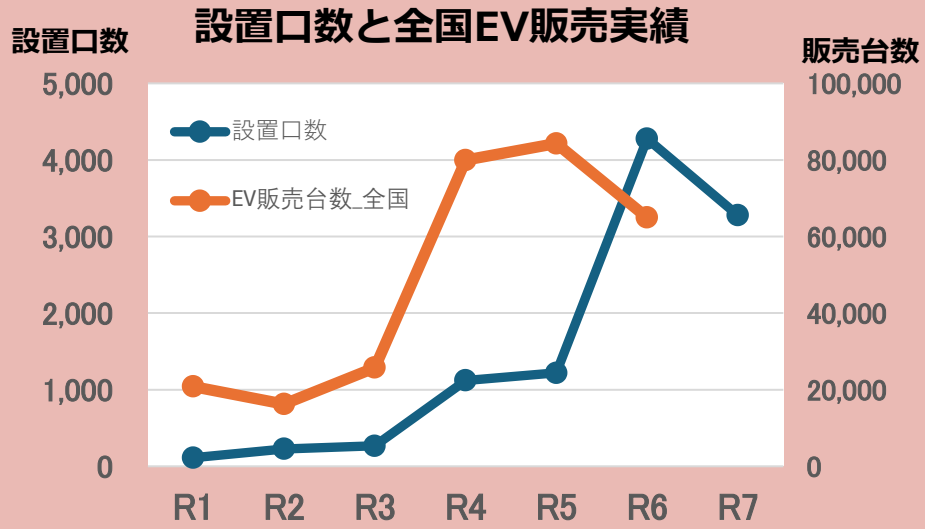
更なる普及促進に向けた今後の展望

○EV等充電設備普及は**一定の成果** ⇒ 更なる普及・目標達成に向け**施策の強化**が必要

○**EV車両普及拡大と両輪**での支援、**機械式駐車場**への対策の継続が重要

【設置口数増加のための課題】

- **EV販売との関係性**（設置口数と一定の相関性）
  - EV販売は世界的には拡大基調にある一方、市場環境や政策動向の変化による影響を受けやすい状況
- **支援対象物件の変化**
  - 比較的導入しやすい物件に対しては充電設備設置が一巡
  - 今後は合意形成やコストなどに課題のある物件への対策が必要
- **車離れ等によりEV充電設備設置ポテンシャル低下**
  - 機械式駐車場の平面化などにより駐車場台数が減少傾向



※EV販売実績は一般社団法人次世代自動車振興センター公表値より作成

【今後の展望（対策）】

- **機械式駐車場対策継続**と更なる**充電設備設置への誘導** ⇒ 広報等強化により**アドバイザー等の活用**を促進
- **EV普及と併せた補助金等の認知拡大** ⇒ **自動車販売**や**試乗会**等EV車両向け施策との**連携強化**
- **関係団体等**（マンション管理会社、自動車工業会、自動車販売協会連合会等）との**連携・協働**